

事業所用家屋貸付等
申告書のしおり

令和6年4月作成

札幌市

はじめに

この「しおり」は、事業所用家屋（貸しビルなど）を納税義務者に貸し付けた場合や、既に申告した事業所用家屋の入居者などに変更があった場合に、地方税法第 701 条の 52 第 2 項及び札幌市税条例第 126 条の 4 第 2 項の規定に基づき「事業所用家屋貸付等申告書」を提出する際に必要な事柄を説明したものです。

事業所税は、事業所用家屋の使用者が納税義務者となるため、当該申告書により、事業所用家屋の使用状況等を把握するものです。

記載方法等について、ご不明な点がありましたら、裏表紙に記載されている札幌市中央市税事務所諸税課事業所税係までお問い合わせください。

[お 願 い]

事業所用家屋の入居者から、事業所税の申告に必要な床面積について照会があった場合は、この申告内容を参考として入居者に対して回答していただきますようご協力をお願いいたします。

また、共用部分の床面積が変動した場合等で入居者が自ら知ることができない場合には、申告者から入居者に対して通知するなどのご配慮をお願いいたします。

目 次

- 1 事業所税の課税のしくみ 1 ページ
 - (1) 事業所税について
 - (2) 事業所税の課税のあらまし

- 2 事業所用家屋の貸付等に係る申告について 2 ページ
 - (1) 事業所用家屋の貸付等に係る申告のあらまし
 - (2) 事業所床面積
 - (3) 共用部分に係る非課税床面積について

- 3 事業所用家屋貸付等申告書の記載例 8 ページ
 - ・ 事業所用家屋貸付等申告書
 - ・ 事業所用家屋貸付等申告書(続表)
 - ・ 事業所用家屋貸付等申告書(共用部分に係る非課税床面積明細書)

1 事業所税の課税のしくみ

(1) 事業所税について

事業所税は、指定都市等における都市環境の整備及び改善のための事業に要する費用に充てるため、昭和 50 年に創設された目的税で、市内の事務所又は事業所において、法人又は個人が行う事業に対して課税されるもので、「資産割」と「従業者割」から構成されています。

(2) 事業所税の課税のあらまし

	区 分	資 産 割	従業者割
①	納税義務者	事務所又は事業所(※)において 事業を行う法人又は個人	
②	課税標準	事業所の床面積	従業者給与総額
③	免税点 (非課税控除後 に判定します)	事業所床面積が 1,000㎡以下	従業者数が 100人以下
④	税 率	1㎡につき600円	従業者給与総額の 100分の0.25
⑤	非 課 税	人的非課税、用途非課税の2種類があります。	
⑥	課税標準の特例	人的特例、用途特例の2種類があります。	
⑦	申告納付期限	(法人) 事業年度終了の日から2月以内	
		(個人) 翌年の3月15日まで	

※事務所又は事業所とは、事業の必要から設けられた人的及び物的設備で、継続して事業が行われる場所をいい、それが自己の所有するものだけでなく借りている場合も含まれます。

2 事業所用家屋の貸付等に係る申告について

(1) 事業所用家屋の貸付等に係る申告のあらまし

事業所税は、納税義務者が一定の期限内に自らの税額を計算して申告・納付する申告納付制度がとられていますが、事業所税の公平かつ適正な課税のため、事業所用家屋（貸しビルなど）を貸し付けている方に、当該事業所用家屋の貸付け等の状況を申告していただくことになっております。

この申告は、事業所用家屋の貸付を行っている方に税負担を求めるものではありませんが、地方税法第 701 条の 52 第 2 項及び札幌市税条例第 126 条の 4 第 2 項の規定により、事業所税に関し必要な事項を申告していただくものです。

ア 申告義務者

- (ア) 事業所用家屋の全部又は一部を貸し付けている方
- (イ) 事業所用家屋を借りている方で、借りている部分の全部又は一部を貸し付けている（転貸している）方

イ 申告期限

毎年 3 月、6 月、9 月及び 12 月の各月の末日の貸付状況を翌月の末日までに申告することになっております。（札幌市税規則第 47 条の 2）

なお、前回提出された申告書の内容に変更がない場合は、申告書の提出に代えて、電話によりその旨を申告していただくこともできます。

ウ 申告書提出先

札幌市中央市税事務所諸税課事業所税係（裏表紙参照）

※ 申告書様式については、札幌市公式ホームページ内の「申請書・届出書ダウンロードサービス」からダウンロードができます。

(2) 事業所床面積

申告書の作成にあたっては、事業所床面積を記入していただくこととなりますが、以下事業所床面積について説明します。

ア 事業所用家屋

家屋の全部又は一部で、現に事業所などの用途に使用しているものをいいます。

なお、事業所税における家屋の意味は固定資産税における家屋の意味と同じです。

イ 事業所床面積

事業所用家屋の延べ床面積をいいますので、二以上の階を有する家屋の場合は、各階の床面積の合計となります。

なお、共用部分がある場合は、専用床面積と共用床面積を合算した床面積となります。

ウ 専用部分

専ら事業所等として使用・管理する床面積をいいます。

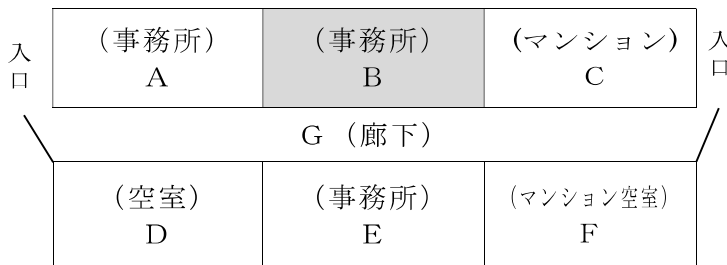
エ 共用部分

各事業所が共同で使用する床面積をいいます。エレベーター室、廊下、階段、機械室、電気室、パイプスペース、ペントハウス等の構造上共同の用に供されるものとみられる部分をいいます。

なお、各入居者の面積の計算においては、当該入居者の専用部分の、全体の専用部分に占める割合により、共用床面積（非課税とされる共用床面積を除く。詳細は（3）参照）を按分することにより算出します。

オ 共用部分がある場合の事業所床面積

(ア) 共用部分が全部に係る場合



左図においてBに係る事業所床面積は、

$$B+G \times \frac{B}{A+B+C+D+E+F}$$

(専用部分+共用部分)

で求めることができます。

(イ) 一のグループに係る共用部分と他のグループに係る共用部分が分かれている場合



左図においてBに係る事業所床面積は、

$$B+G \times \frac{B}{B+C+E+F}$$

(専用部分+共用部分)

で求めることができます。

カ 駐車場

事業の用に供される駐車場は、事業所等に該当します。（ただし、青空駐車場・屋上駐車場など、固定資産税において家屋に該当しないもの、床面積がないものは該当しません。）

なお、駐車場の床面積には、駐車スペースのほか、車路なども含みますが、機械式の駐車場における、駐車パレット部分は含みません。

(3) 共用部分に係る非課税床面積について

事業所用家屋が消防法に規定する「特定防火対象物」である場合は、「消防用設備等」及び「防災施設等」について非課税となります（地方税法 701 条の 34 第 4 項）。（各内容については以下の各表を参照）

各入居者の共用床面積を計算する際は、全体の共用床面積から、非課税とされる共用床面積を除いた後の面積を、各専用部分の割合で按分することになります。

ア 特定防火対象物

区分	明細
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ 遊技場又はダンスホール
	ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（2 並びに（1）項イ、（4）項、（5）項イ及び（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの
ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの	
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6)	イ 病院、診療所又は助産所
	ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人短期入所事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する短期入所若しくは共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）
	ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロに掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロに掲げるものを除く。）、老人デイサービス事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロに掲げるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、一時預かり事業又は家庭的保育事業を行う施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロに掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（ロに掲げるものを除く。）
ニ 幼稚園又は特別支援学校	
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16の2)	地下街
(16の3)	建築物の地階（（16の2）項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

※ 本表は消防法施行令別表第一に基づき作成したものです。

イ 消防用設備等

消防法第 17 条第 1 項に規定する消防用設備をいいます。

区 分	明 細
消 防 用 設 備 （ 全 部 非 課 税 ）	<p>1 消火設備</p> <p>① 消火器及び簡易消火用具（固定式のもの）</p> <p>② 屋内消火栓設備</p> <p>③ スプリンクラー設備</p> <p>④ 水噴霧消火設備</p> <p>⑤ 泡消火設備</p> <p>⑥ 不活性ガス消火設備</p> <p>⑦ ハロゲン化物消火設備</p> <p>⑧ 粉末消火設備</p> <p>⑨ 屋外消火栓設備</p> <p>⑩ 動力消防ポンプ設備</p> <p>2 警報設備</p> <p>① 自動火災報知設備</p> <p>② ガス漏れ火災警報設備（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 2 条第 3 項に規定する液化石油ガス販売事業によりその販売がされる液化石油ガスの漏れを検知するためのものを除く。）</p> <p>③ 漏電火災警報器</p> <p>④ 消防機関へ通報する火災報知設備</p> <p>⑤ 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具及び非常警報設備</p> <p>3 避難設備</p> <p>① すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他の避難器具</p> <p>② 誘導灯及び誘導標識</p> <p>4 消防用水</p> <p>① 防火水槽又はこれに代わる貯水池その他の用水</p> <p>5 消火活動上必要な施設</p> <p>① 排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備、無線通信補助設備</p> <p>6 1～5 に附置される非常用電源</p>

※ 天井、壁などに取付けられており床面積を有しないものは対象になりません。

ウ 防災施設等

建築基準法第 35 条に規定する避難施設その他の防災に関する施設又は設備をいい、床面積の全部が非課税となるものと 2 分の 1 が非課税となるものがあります。

区 分	明 細
全 部 非 課 税	<ol style="list-style-type: none"> 1 階段のうち、避難階段又は特別避難階段（附室を含む） 2 消防用設備等以外の排煙設備（予備電源を含む） 3 非常用の照明装置（予備電源を含む） 4 非常用の進入口（バルコニーを含む） 5 非常用エレベーター（予備電源及び乗降ロビーを含む） 6 条例に基づき設置された避難通路（スプリンクラー有効範囲のもの）
1 / 2 非 課 税	<ol style="list-style-type: none"> 1 廊下 2 階段のうち、避難階段又は特別避難階段以外の直通階段で避難階又は地上へ通じるもの（傾斜路を含む） 3 避難階における屋外への出入口 4 次の設備又は装置を設置している中央管理室（消防機関へ通報する火災報知設備に係る部分は除く一消防法の非課税） <ol style="list-style-type: none"> ① 排煙設備の制御及び作動の状態の監視に係る設備 ② 非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の作動に係る設備及び非常用エレベーターのかご内と連絡する電話装置 ③ 消防機関へ通報する火災報知設備 5 次に掲げる部分が、防火区画されているもの（区分全部非課税及び 2 分の 1 非課税の 1 から 3 に掲げる施設又は設備に係るものを除く） <ol style="list-style-type: none"> ① 吹き抜けとなっている部分 ② 階段の部分 ③ 昇降機の昇降路の部分 ④ ダクトスペースの部分 ⑤ その他これらに類する部分 6 避難通路（条例に基づき設置するもの） 7 喫煙所（条例に基づき設置するもの） 8 消防長若しくは消防署長又は市長の命令に基づき設置する施設又は設備で、火災又は地震等の災害による被害を予防し、又は軽減するために有効に管理されていると市長が認めるもの

3 事業所用家屋貸付等申告書の記載例

「事業所用家屋貸付等申告書」の書き方について、以下に2つの具体例を記載しております。

[具体例1] 所有者が使用者へ直接貸し付けている場合

- (1) 所有者 名称 札幌〇〇ビル(株)
所在地 札幌市中央区北1条西2丁目1番1号
- (2) 事業所用家屋 ビル名称 第一札幌〇〇ビル
所在地 札幌市中央区北1条西2丁目 家屋番号1-1
- (3) 用途及び構造 事務所及び駐車場 鉄骨鉄筋コンクリート造
地上5階地下1階塔屋1階建 駐車台数30台
- (4) 消防法に規定する特定防火対象物非該当（該当する場合の例は具体例2を参照。）
- (5) 床面積
 ア 家屋の延べ床面積 4,962.94 m²
 イ 専用部分に係る床面積 4,237.93 m²
 （うち同一建物内駐車場部分 654.30 m²）

	名 称 所 在 地	事務所・店舗 等の床面積ア	駐車場の使用台数 及び使用床面積		専用床面積 (ア+イ)
			使用 台数	使用床面積 イ	
1	A 金 属 (株) 札幌市中央区南3条西11丁目	923.75 m ²	10台	218.10 m ²	1,141.85 m ²
2	(株) B 物 産 札幌市中央区北1条西2丁目	885.81 m ²	0台	0 m ²	885.81 m ²
3	(株) C 商 店 石狩市新港西3丁目	0 m ²	6台	130.86 m ²	130.86 m ²
4	札幌〇〇ビル(株) 札幌市中央区北1条西2丁目	1,774.07 m ²	14台	305.34 m ²	2,079.41 m ²
合 計		3,583.63 m ²	30台	654.30 m ²	4,237.93 m ²

ウ 共用部分に係る床面積 725.01 m²

事業所用家屋貸付等申告書

※ 一棟借受転貸
 一部借受転貸
 元 ()

受付印	令和 年 月 日 (宛先) 札幌市長	この申告に 応答する者 の職・氏名 Tel 011 - 211 - 3073 経理課 札幌 太郎
貸付者の 氏名又は 名称 札幌〇〇ビル株式会社 代表取締役 〇〇〇〇	法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	〒 060 - 8649 Tel 011 - 211 - 3073 札幌市中央区北1条西2丁目

市税規則様式一・二六(提出用)

札幌市税条例第126条の4第2項の規定により、下記のとおり申告します。

所在地	札幌市中央区北1条西2丁目		(転貸のみ) 原貸付者の氏 名又は名称
ビル名称 など	第一札幌〇〇ビル	家屋番号	1-1
家屋の延べ床面積 ※ <input type="checkbox"/> ()	① 4,962.94 m ²	注 ①は専用部分、共用部分、別棟扱い駐車場を合わせたもの ⑩~⑬は消防法上の特定防火対象物となる建物のみ該当	
専用部分の床面積 (③+④)	② 4,237.93 m ²	共用部分の床面積 (①-②-⑦)	⑩ 725.01 m ²
専用床面積の 内訳	事務所・店舗等の床面積 ③ 3,583.63 m ²	共用部分 に係る非 課税	⑪ 消防施設等に係る床面積 m ²
同一建物内駐車場床面積	④ 654.30 m ²		⑫ 防災に関する設備等の床面積 (全部非課税となるもの) m ²
収容台数 ⑤ 30 台	⑥ 一台当たりの床面積 (④/⑤) 21.81 m ²		⑬ 防災に関する設備等の床面積 (1/2が非課税となるもの) m ²
別棟扱い駐車場の床面積	⑦ m ²		⑭ その他非課税となる床面積 m ²
専用共用外 収容台数 ⑧ 台	⑨ 一台当たりの床面積 (⑦/⑧) m ²	計 (⑪+⑫+⑬+⑭)	⑮ m ²
備考	按分対象となる共用床面積 (⑩-⑮) 725.01 m ²		

使用状況について (自己使用分・空室等含む)						
使用者の氏名・名称 使用者の住所・所在地 (本店) 店舗名等	専用床面積		按分後の 共用床面積	計	別棟扱い駐 車場床面積	
※ 異動区分 異動年月日	事務所・店舗 等の床面積 ア	同一建物内 駐車場床面積 イ = ⑥ × 台数	ウ = ア + イ	エ = ⑩ × (ウ ÷ ②)	オ = ウ + エ	カ = ⑨ × 台数
A金属株式会社 札幌市中央区南3条西11丁目 札幌支店 入居・退去・増減 . . .	923.75	218.10	1,141.85	195.34	1,337.19	
株式会社B物産 札幌市中央区北1条西2丁目 本店 入居・退去・増減 2・12・15	885.81		885.81	151.54	1,037.35	
株式会社C商店 石狩市新港西3丁目 スーパーしんこう札幌店駐車場 入居・退去・増減 . . .		130.86	130.86	22.38	153.24	
札幌〇〇ビル株式会社 札幌市中央区北1条西2丁目 本社 総務経理 入居・退去・増減 2・3・20	1,774.07	305.34	2,079.41	355.73	2,435.14	

注 1 各床面積 (駐車場の一台当たり床面積含む) は、小数点第3位以下を切り捨ててください。
 2 別棟扱い駐車場には、現に別棟である駐車場のほか、出入口が別であるなど利用上独立性を有しているものも含まれます。
 3 異動区分は該当するものを○で囲み、異動があった年月日も記入してください。
 4 ※の処理欄は記入しないでください。

- ㉞ 貸付者が法人である場合、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する番号）を記載してください。
- ㉟ 法人の名称又は個人の氏名を記載してください。
- ㊱ 申告の内容について応答できる方の氏名、電話番号を記載してください。
- ㊲ 法人にあっては所在地を、個人にあっては住所を記載してください。
- ㊳ 事業所用家屋の所在地を記載してください。
- ㊴ 家屋に通称名がある場合に記載してください。
- ㊵ 不動産登記簿上の家屋番号を記載してください。
- ㊶ 家屋の延べ床面積を記載してください。延べ床面積については、固定資産税の評価床面積を使用してください（家屋の一部を転貸している場合を除く）。
- ㊷ 貸付に係る専用部分（空室含む）及び自己で使用する専用部分の合計床面積を記載してください。（居住用に係る専用部分も含まれます。）
- ㊸ 同一建物内駐車場に係る床面積を記載してください。なお、㉞は「専用部分の床面積㉞」の内数となります。
- ㊹ 次の算式により計算された床面積を記載してください。
同一建物内駐車場床面積㉞ ÷ 収容台数㉞ ※小数点第3位以下切捨て
- ㊺ 廊下など共同で使用する部分の合計床面積を記載してください。
（「家屋の延べ床面積㉞」－「専用部分の床面積㉞」－「別棟扱い駐車場の床面積㉞」）
- ㊻ 各使用者（貸付者自身を含む）の氏名又は名称を記載してください。
空室については「空室」、居住用部分については「居住用」と記載してください。
なお、「空室」とは貸付者において貸す意思があり、実際に誰も使用していない状態をいいます。
また、同一の使用者が複数の区画を使用している場合は、合算して記載してください。
- ㊼ 使用者の住所（賃貸借契約書等に記載されている本店等の所在地）を記載してください。
- ㊽ 使用者の事業所名や店舗名などが把握できる場合は記載してください。
例）「札幌支店」、「スーパー〇〇 ××店」
- ㊾ 前回の申告から新たに入居した使用者がいる場合は、「入居」を○印で囲み年月日を記載してください。
また、前回の申告から退去した使用者がいる場合は、退去者氏名又は名称及び住所又は所在地を記載し、「退去」を○印で囲み年月日を記載してください。
さらに、前回の申告から床面積の増減がある使用者がいる場合は、「増減」を○印で囲み年月日を記載してください。
- ㊿ 各使用者（貸付者自身を含む）が使用している専用部分の床面積を記載してください。
- ㊿ 次の算式により計算された床面積を記載してください。
当該使用者の使用台数 × 同一建物内駐車場一台当たりの床面積㉞
- ㊿ 次の算式により計算された床面積を記載してください。（A金属欄の例）

$$725.01 \text{ m}^2 (\text{按分対象となる共用床面積㉞}) \times \left(\frac{1,141.85 \text{ m}^2 (\text{各使用者の専用床面積})}{4,237.93 \text{ m}^2 (\text{専用部分の床面積 ㉞})} \right)$$

$$= 195.34 \text{ m}^2 \quad \text{※小数点第3位以下切捨て}$$
- ※端数処理を行うことにより、各床面積の合計と延べ床面積に誤差が生じても構いません。

[具体例2] 所有者から一棟を借りて転貸している場合

- (1) 所有者 氏名 地主 一郎
住所 札幌市中央区宮の森1条2丁目3-4
- (2) 事業所用家屋 ビル名称 第二札幌〇〇ビル
所在地 札幌市中央区南1条東1丁目家屋番号1-2
- (3) 用途及び構造 事務所・店舗・鉄骨鉄筋コンクリート造
地上7階地下1階塔屋1階建
別棟立体駐車場・鉄骨造・駐車台数40台
- (4) 消防法に規定する特定防火対象物該当（消防法施行令別表第一16項イ）
- (5) 床面積
- ア 家屋の延べ床面積 全体 7,864.75 m²
(ビル本体部分 7,654.32 m²)
(別棟の立体駐車場部分 210.43 m²)
- イ 専用部分に係る床面積 5,432.09 m² (詳細は(6)参照)
- ウ 共用部分に係る床面積 2,222.23 m²
- エ ウのうち共用部分に係る非課税床面積
- (ア) 消防用設備に係る非課税床面積
- | | | | |
|---|-------------|----------------------|-------------------------|
| a | 消火設備及び防火水槽 | 30.13 m ² | |
| b | 警報設備 | 21.65 m ² | |
| c | 排煙設備及び非常用電源 | 71.67 m ² | 計 123.45 m ² |
- (イ) 防災に関する施設等に係る非課税床面積
- | | | | |
|-----|---------------|-------------------------|---------------------------|
| a | 全部非課税部分 | | |
| (a) | 避難階段等 | 316.84 m ² | |
| (b) | 排煙設備 | 11.52 m ² | |
| (c) | 非常用エレベーター | 90.00 m ² | 計 418.36 m ² |
| b | 1 / 2 非課税部分 | | |
| (a) | 廊下、直通階段、出入口 | 1,227.18 m ² | |
| (b) | 区画されたダクトスペース等 | 90.28 m ² | |
| (c) | 中央管理室 | 11.37 m ² | 計 1,328.83 m ² |

(6) 専用部分に係る床面積

	名 称 所 在 地	事務所、店舗 の使用床面積 ア	別棟駐車場の 使用床面積 カ	備 考
1	D 実 業 株 札幌市白石区本郷通 3 丁目北	1,357.24 m ²	5 台 26.30 m ²	
2	(株) E 開 発 札幌市南区真駒内幸町 2 丁目	986.56 m ²	10 台 52.60 m ²	
3	F 企 画 株 札幌市東区北 11 条東 7 丁目	1,495.32 m ²	5 台 26.30 m ²	令和 2 年 6 月 1 日 入 居
4	(株) G 興 発 東京都港区六本木 6 丁目	(2,001.64 m ²)	(5 台) (26.30 m ²)	令和 2 年 4 月 30 日 退 去
5	札幌 ○ ○ ビル 株 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目	1,086.65 m ²	2 台 10.52 m ²	
6	(株) H 印 刷 札幌市豊平区平岸 6 条 10 丁目	0 m ²	5 台 26.30 m ²	
7	空 室	379.74 m ²	13 台 68.38 m ²	令和 2 年 6 月 1 日 増 減
8	居 住 用	126.58 m ²	0 台 0.00 m ²	
	合 計	5,432.09 m ²	210.40 m ²	

事業所用家屋貸付等申告書

※ 一棟借受転貸
 一部借受転貸
元 ()

受付印		令和 年 月 日	この申告に 応答する者 の職・氏名	〒 011 - 211 - 3073
(宛先) 札幌市長		法人番号		〒 060 - 8649 〒 011 - 211 - 3073
貸付者の 氏名又は 名称		札幌〇〇ビル株式会社 代表取締役 〇〇〇〇		札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市税条例第126条の4第2項の規定により、下記のとおり申告します。

所在地	札幌市中央区南1条東1丁目		(転貸のみ) 原貸付者の氏 名又は名称	地主 一郎
ビル名称 など	第二札幌〇〇ビル	家屋番号	1-2	(転貸のみ) 原貸付者の住 所又は所在地
家屋の延べ床面積 ※ □ ()	①	7,864.75	注 ①は専用部分、共用部分、別棟扱い駐車場を合わせたもの ①～⑬は消防法上の特定防火対象物となる建物のみ該当	
専用部分の床面積 (③+④)	②	5,432.09	共用部分の床面積 (①-②-⑦)	⑩
専用床面積の 事務所・店舗等の床面積	③	5,432.09	共用部分に 係る非課税	⑪
同一建物内駐車場床面積	④		消防施設等に 係る床面積	⑫
内訳 収容台数 ⑤	⑥	一台当たりの床面積 (④/⑤)	防災に関する 設備等の床面積 (全部非課税と なるもの)	⑬
専用 共用外 収容台数 ⑧	⑨	40	防災に関する 設備等の床面積 (1/2が非課税 となるもの)	⑭
別棟扱い 駐車場の床面積	⑦	210.43	その他非課税 となる床面積	⑮
共用外 収容台数	⑧	40	計 (⑪+⑫+⑬+⑭)	⑯
備考				
		5.26	按分対象となる 共用床面積 (⑩-⑮)	⑰

使用状況について (自己使用分・空室等含む)						
使用者の氏名・名称	専用床面積		按分後の 共用床面積	計	別棟扱い 駐車場床面積	
使用者の住所・所在地 (本店) 店舗名等	事務所・店舗 等の床面積	同一建物内 駐車場床面積			別棟扱い 駐車場床面積	
※ 異動区分 異動年月日	ア	イ = ⑥ × 台数	エ = ⑰ × (ウ ÷ ②)	オ = ウ + エ	カ = ⑨ × 台数	
	ウ = ア + イ	ウ = ア + イ				
D 実業株式会社 札幌市白石区本郷通3丁目北 中央営業所 入居・退去・増減 . . .	1,357.24		253.85	1,611.09	26.30	
株式会社 E 開発 札幌市南区真駒内幸町2丁目 開発プラザ南1条店 入居・退去・増減 . . .	986.56		184.52	1,171.08	52.60	
F 企画株式会社 札幌市東区北11条東7丁目 ベーカリー工房・キタイチ鮮魚 入居・退去・増減 2・6・1	1,495.32		279.68	1,775.00	26.30	
札幌〇〇ビル株式会社 札幌市中央区北1条西2丁目 営業部 事業部 入居・退去・増減 . . .	1,086.65		203.24	1,289.89	10.52	

注 1 各床面積 (駐車場の一台当たり床面積含む) は、小数点第3位以下を切り捨ててください。
 2 別棟扱い駐車場には、現に別棟である駐車場のほか、出入口が別であるなど利用上独立性を有しているものも含まれます。
 3 異動区分は該当するものを○で囲み、異動があった年月日も記入してください。
 4 ※の処理欄は記入しないでください。

事業所用家屋貸付等申告書

(続 表)

続表 1 枚目

使用状況について (自己使用分・空室等含む)

使用者の氏名・名称 使用者の住所・所在地 (本店) 店 舗 名 等	専 用 床 面 積			按 分 後 の 共 用 床 面 積	計	別棟扱い駐 車場床面積
	事務所・店舗 等の床面積	同一建物内 駐車場床面積	小 計			
※ 異 動 区 分 異 動 年 月 日	ア	イ = ⑥ × 台数	ウ = ア + イ	エ = ⑩ × (ウ ÷ ②)	オ = ウ + エ	カ = ⑨ × 台数
株式会社H印刷 札幌市豊平区平岸6条10丁目 中央営業所駐車場		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
入居・退去・増減						26.30
空室		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
入居・退去・増減	2・6・1	379.74	379.74	71.02	450.76	68.38
居住用		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
入居・退去・増減		126.58	126.58	23.67	150.25	
株式会社G興発 東京都港区六本木6丁目 札幌支店		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
入居・退去・増減	2・4・30	(2,001.64)	(2,001.64)	(374.38)	(2,376.02)	(26.30)
入居・退去・増減						
入居・退去・増減						
入居・退去・増減						
入居・退去・増減						
入居・退去・増減						
入居・退去・増減						
入居・退去・増減						
入居・退去・増減						
入居・退去・増減						

(提出用)

注 1 各床面積 (駐車場の一台当たり床面積含む) は、小数点第3位以下を切り捨ててください。
 2 別棟扱い駐車場には、現に別棟である駐車場のほか、出入口が別であるなど利用上独立性を有しているものも含まれます。
 3 異動区分は該当するものを○で囲み、異動があった年月日も記入してください。
 4 ※の処理欄は記入しないでください。

事業所用家屋貸付等申告書

(共用部分に係る非課税床面積明細書)

(提出用)

所在地	札幌市中央区南1条東1丁目		家屋番号	1-2	
ビル名称など	第二札幌〇〇ビル				
非課税の内訳			非課税床面積 <small>m²</small>		
法 第 701 条 の 34 第 4 項 該 当	消 防 設 備 等 に 係 る 共 用 床 面 積	消火設備及び防火水槽		30.13	
		警報設備		21.65	
		避難設備			
		排煙設備及び非常用電源		71.67	
		合 計		123.45 ^⑪	
	防 災 に 関 す る 設 備 等 に 係 る 共 用 床 面 積	全 部 が 非 課 税 と な る 共 用 床 面 積	避難階段、特別避難階段、非常用進入口		316.84
			条例に基づき設置された避難通路 (スプリンクラーが有効範囲のもの)		
			排煙設備		11.52
			非常用エレベーター		90.00
			合 計		418.36 ^⑫
		2 分 の 1 が 非 課 税 と な る 共 用 床 面 積	廊下、地上又は避難階へ直通する階段、 屋外への出入口		1,227.18
			耐火壁又は防火戸で区画された階段、 エレベータースペース、ダクトスペース		90.28
			中央管理室		11.37
			条例に基づき設置された避難通路		
			その他の		
合 計		1,328.83			
		合 計 × 1/2	664.41 ^⑬		
そ の 他 非 課 税 該 当	法第701条の34第 項 号該当				
	法第701条の34第 項 号該当				
	法第701条の34第 項 号該当				
	合 計		⑭		
備 考					

注 各床面積は、小数点第3位以下を切り捨ててください。

- ㉞ 貸付者が法人である場合、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する番号）を記載してください。
- ㉟ 法人の名称又は個人の氏名を記載してください。
- ㊀ 申告の内容について応答できる方の氏名、電話番号を記載してください。
- ㊁ 法人にあつては所在地を、個人にあつては住所を記載してください。
- ㊂ 事業所用家屋の所在地を記載してください。
- ㊃ 家屋に通称名がある場合に記載してください。
- ㊄ 不動産登記簿上の家屋番号を記載してください。
- ㊅ 転貸者が申告する場合、原貸付者の氏名又は名称を記載してください。
- ㊆ 転貸者が申告する場合、原貸付者の住所又は本店所在地を記載してください。
- ㊇ 家屋の延べ床面積を記載してください。延べ床面積については、固定資産税の評価床面積を使用してください（家屋の一部を転貸している場合を除く）。
- ㊈ 貸付に係る専用部分（空室含む）及び自己で使用する専用部分の合計床面積を記載してください（居住用に係る専用部分も含みます）。
- ㊉ 別棟扱い駐車場に係る床面積を記載してください。
なお、㊇は、「専用部分の床面積㊇」の内数となりません（「家屋の延べ床面積㊇」には含みます）。
- ㊊ 次の算式により計算された床面積を記載してください。
別棟扱い駐車場床面積㊇ ÷ 収容台数㊈ ※小数点第3位以下切捨て
- ㊋ 廊下など共同で使用する部分の合計床面積を記載してください。
（「家屋の延べ床面積㊇」－「専用部分の床面積㊇」－「別棟扱い駐車場の床面積㊇」）
- ㊌ 「共用部分に係る非課税床面積明細書」に記載されている床面積を記載してください。
- ㊍ 各使用者（自己を含む）の氏名又は名称を記載してください。
空室については「空室」、居住用部分については「居住用」と記載してください。
なお、「空室」とは貸付者において貸す意思があり、実際に誰も使用していない状態をいいます。
また、同一の使用者が複数の区画を使用している場合は、合算して記載してください。
- ㊎ 使用者の住所（賃貸借契約等に記載されている本店等の所在地）を記載してください。
- ㊏ 使用者の事業所名や店舗名などが把握できる場合は記載してください。
例）「札幌支店」、「スーパー〇〇 ××店」
- ㊐ 前回の申告から新たに入居した使用者がいる場合は、「入居」を○印で囲み年月日を記載してください。
また、前回の申告から退去した使用者がいる場合は、退去者氏名又は名称及び住所又は所在地を記載し、「退去」を○印で囲み年月日を記載してください。
さらに、前回の申告から床面積の増減があつた使用者がいる場合は、「増減」を○印で囲み年月日を記載してください。
- ㊑ 各使用者（自己を含む）が使用している専用部分の床面積を記載してください。
- ㊒ 次の算式により計算された床面積を記載してください。（D実業㈱の例）
- $$1,016.01 \text{ m}^2 (\text{按分対象となる共用床面積} \textcircled{16}) \times \left[\frac{1,357.24 \text{ m}^2 (\text{各使用者の専用床面積})}{5,432.09 \text{ m}^2 (\text{専用部分の床面積} \textcircled{2})} \right]$$
- $$= 253.85 \text{ m}^2 \quad \text{※小数点第3位以下切捨て}$$
- ㊓ 次の算式により計算された床面積を記載してください。
当該使用者の使用台数 × 別棟扱い駐車場一台当たりの床面積㊑
- ※端数処理を行うことにより、各床面積の合計と延べ床面積に誤差が生じても構いません。

事業所税についてのお問い合わせ先

札幌市中央市税事務所諸税課事業所税係

〒060-8649 札幌市中央区北2条東4丁目

サッポロファクトリー2条館4階

電話 011-211-3073 FAX 011-211-0210

札幌市役所公式ホームページ（税金） <https://www.city.sapporo.jp/citytax/>

<案内図>

